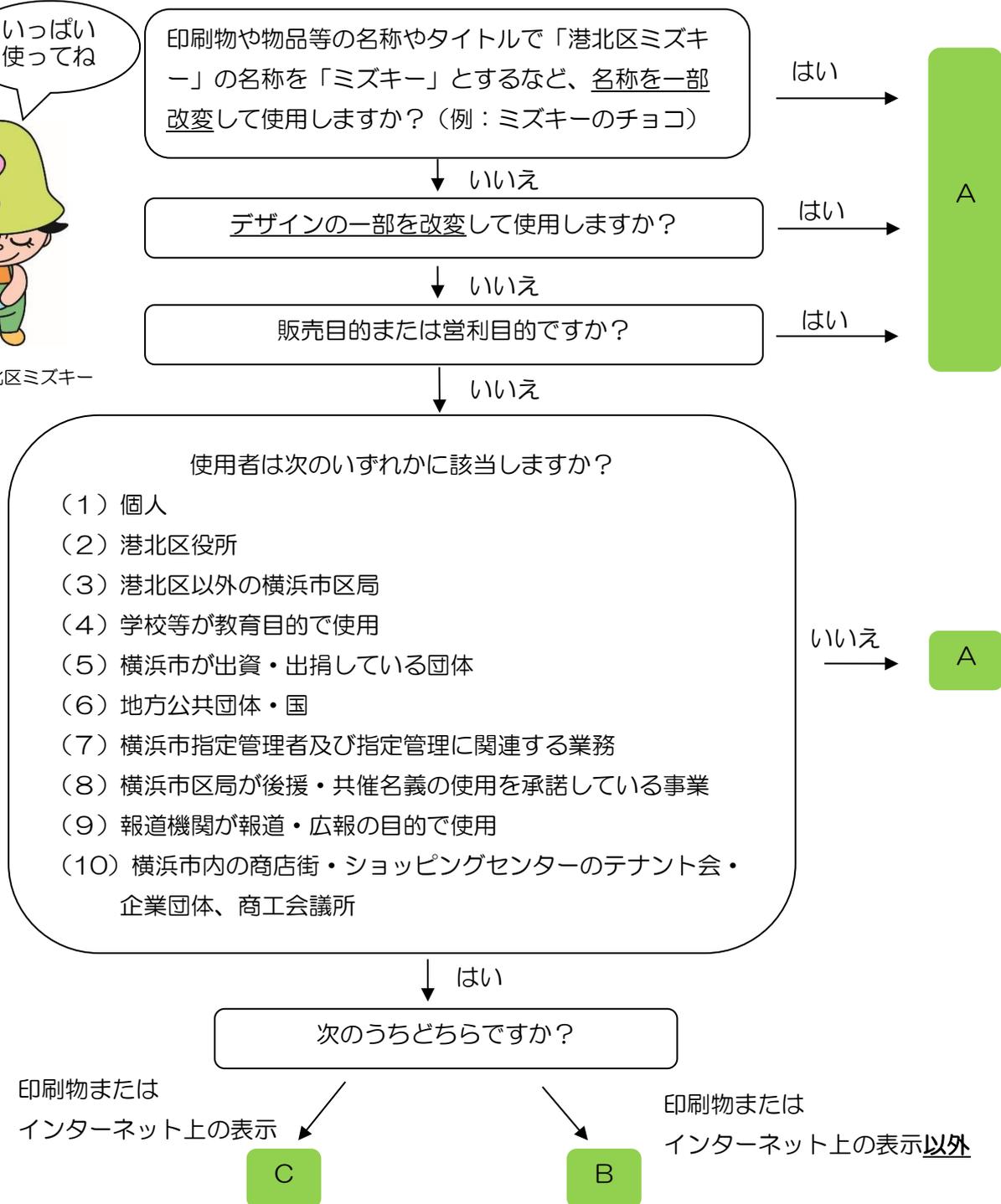


港北区キャラクター「港北区ミズキー」 使用手続きフローチャート



©横浜市港北区ミズキー



A	まずは区に事前連絡をお願いします。その後、申請書の提出、見本品の提出と監修、完成品の提出が必要となります。
B	まずは区に事前連絡をお願いします。その後、見本品の提出と監修、完成品の提出が必要となります。 <u>（申請書の提出は不要です。）</u>
C	事前連絡、申請書の提出、見本品の提出と監修、完成品の提出は不要です。 <u>デザイン等ガイドマニュアルをよくお読みの上、</u> ご使用ください。

事前連絡内容：使用目的、使用方法、使用期間、希望するデザイン、製造個数

<連絡先>横浜市港北区区政推進課広報相談係（〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1）
 TEL：045-540-2223 FAX:045-540-2227
 E-mail: ko-kouhousoudan@city.yokohama.jp